

2005年5月23日

ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は平成17年5月23日開催の取締役会において、商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づいて、ストック・オプションとして2種類の新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成17年6月25日開催予定の当社定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

Aストック・オプション・プランは、主に今後の採用予定者を含む当社の従業員に付与するものであり、行使価格について時価を基準とし、また権利行使開始日を今般の定時株主総会決議後2年目以降にするなど、税制適格となるよう設計されています。Bストック・オプション・プランは主に当社の執行役に対する業績連動報酬の一部を成すものとして位置づけており、新株予約権を利用してはおりますが、実質的に現金の代わりに株式で報酬を支払うことを意味する内容となっております。また、これら執行役に対する報酬については、執行部門から独立した社外取締役から構成される報酬委員会、及び取締役会の決議に基づき発行することといたします。

今般の定時株主総会決議においては、定時株主総会后1年間の発行枠を承認いただくものであり、Aストック・オプション・プランについては1,900株を、またBストック・オプション・プランについては100株をそれぞれ上限としています。当社では、過去発行分を含むストック・オプションの発行総数（権利行使済みのものは除く。）につきましては、発行済株式総数の3%以内に抑えることを基本方針としておりますが、今般の両プランの上限数の発行株式総数に対する割合は約0.6%となります。

当社定時株主総会への付議内容は以下の通りです。個別付与数を含むより詳細な事項については、定時株主総会決議以降、当社の取締役会によって決議されます。

記

1. 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と当社の取締役、執行役および従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社の取締役、執行役および従業員の利益と株主の利益を可及的に一致させ、当社の業績向上に対する意欲や士気をより一層高めるとともに優秀な人材を確保することにより当社の健全な経営と着実な発展を図ることを目的とし、2. 記載の対象者に対して、3. および4. の要領に記載する2種類の新株予約権を無償で発行するものであります。

一つは、新株予約権の発行時点における「新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」を、時価を基準として決定するもの（以下、「Aストック・オプション・プラ

ン」という。)であります。

他の一つは、「新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額」を1株あたり1円とするもの(以下、「Bストック・オプション・プラン」という。)であります。Bストック・オプション・プランは、現金報酬の一部に替えて、報酬として当該新株予約権を付与することにより、現金報酬の支払いを抑制することを可能とし、また当該新株予約権の付与を通じ、経営陣による株式の保有を促進することを狙いとするものであります。経済的には、譲渡制限付株式を付与することとほぼ同様の効果をもたらすものであります。

2. 新株予約権割当ての対象者

当社の取締役、執行役および従業員に割当てるものとする。

3. Aストック・オプション・プランにかかる新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式1,900株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,900個を上限とする。

(新株予約権1個あたりにつき、当社普通株式1株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額

[1]新株予約権1個あたりの払込金額は、次により決定される当社普通株式1株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)に上記(2)に定める新株予約権1個あたりの株式の数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所における当社株式の普通取引の

終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り捨てる。ただし、その価額が新株予約権を発行する日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権を発行する日の終値とする。

[2]新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

[3]新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \text{既発行株式数} \quad \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金} \\ \text{行使価} = \text{行使価} \times + \quad \text{額} \\ \text{額} \quad \text{額} \quad \quad \quad \text{新株式発行前の時価} \\ \quad \quad \quad \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{array}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

[4]当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成19年7月1日から平成24年6月30日まで。

ただし、新株予約権の割当を受けた者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約（以下「新株予約権割当契約」という。）により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6) 新株予約権の行使の条件

[1]新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

[2]新株予約権の譲渡、質入その他の処分は原則として認めない。

[3]新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できる。ただし、新株予約権割当契約に定める条件による。

[4]その他の新株予約権の行使の条件は、当社の取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権の割当を受けた者が、上記(6)に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合または新株予約権を放棄した場合、当社はいつでも当該新株予約権を無償で消却することができる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。

(9) その他

新株予約権の発行に関する詳細については、当社の取締役会において定める。

4. Bストック・オプション・プランにかかる新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式100株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

100個を上限とする。

新株予約権1個あたりにつき、当社普通株式1株。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。))

(3) Aストック・オプション・プランと同じ内容であります。

(4) 各新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権1個あたりの目的となる株式1株あたりの払込金額は、1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権発行日から7年を経過する日までとする。

ただし、新株予約権の割当を受けた者と当社との間で個別に締結される新株予約権割当に関する契約（以下「新株予約権割当契約」という。）により、権利行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

(6) ～ (9) Aストック・オプション・プランと同じ内容であります。

わたしたちは**MUFG**です。